

尾張都市計画事業 江南布袋南部土地区画整理事業

# 換地処分に伴う住所変更のご案内

## 目次

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| 1. 換地処分に伴う住所変更について   | P 1 |
| 2. 主な住所変更手続一覧（市役所）   | P 4 |
| 3. 主な住所変更手続一覧（市役所以外） | P10 |

令和6年5月



## 1 換地処分に伴う住所変更について

### (1) はじめに

江南布袋南部土地区画整理事業は、令和6年9月を目途に換地処分（土地区画整理事業が行われる前の土地の権利関係が、新たに割り当てられる土地に移行する行政処分）の公告を予定しており、この翌日に事業地区内の地番が変更されます。

地番変更に伴い、住所や本籍、法人等の所在地、土地・建物の表示が変更されますが、ご自身で変更手続きを行っていただくものもあります。お手数をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。

この冊子では、代表的な手続をご案内しますので、該当する項目をご確認いただき、**9月に予定しております換地処分における地番変更後の手引きとしてご利用ください。**

なお換地処分の公告日等、詳細につきましては時期が決まりましたら改めてお知らせさせていただきます。

### (2) 新しい住所・地番について

江南布袋南部土地区画整理事業では、区画整理前の町の名称を尊重し、新しい町名は設定しません。また町界に関しても基本的に区画整理前の町界と大きくかけ離れることがないように調整し、令和5年3月市議会において変更が議決されました。なお、町界は公共用地（道路・公園等）で設定することが基本となることから、一部の住民の方は町名が変更になる場合もございますが、ご理解をお願いいたします。

地番については、区画整理前と同様の町名を使用することから、すでに法務局に登録されている地番は使用できませんので、1000番台から街区ごとに順番に振り直します。

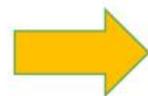
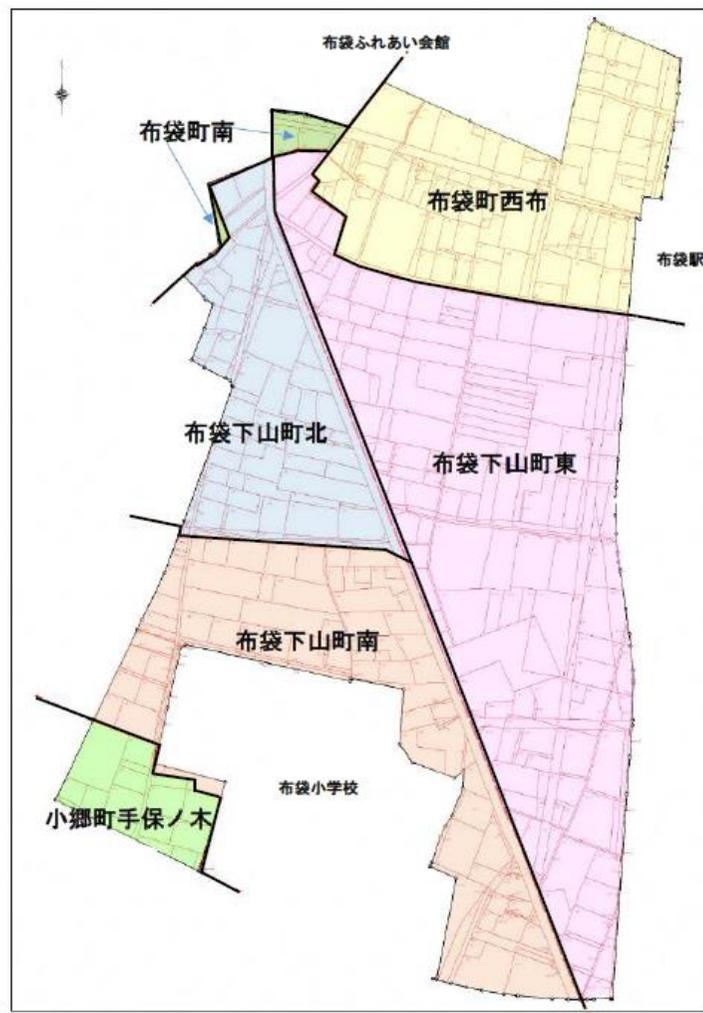


町名	郵便番号
布袋下山町東	483-8142
布袋下山町北	483-8147
布袋下山町南	483-8148
小郷町手保ノ木	483-8149
布袋町西布	483-8141

※「布袋町南」は、区画整理事業地内からは無くなります。

### (3) 整理前→整理後の町名・町界の状況

#### 区画整理前の町名・町界の状況



#### 区画整理後の町名・町界の状況



#### (4) 住所変更に伴い市が発行する通知・証明書（換地処分後）

通知・証明書	内 容
土地区画整理事業に伴う住所の字名・地番変更について（お知らせ）	住所の変更をお知らせする通知です。
本籍の変更について（お知らせ）	本籍の変更をお知らせする通知です。
本籍変更証明書	本籍の変更を記載した証明書です。
（住所変更に関する）証明書	新しい住所を記載した証明書です。 ※個人用
（所在地番変更に関する）証明書	新しい住所を記載した証明書です。 ※法人用
（土地の表示変更に関する）証明書	新しい土地の表示変更を記載した証明書です。



#### (5) 土地・建物等の不動産登記について

土地・建物登記の表題部（所在・地番・地積等）は、法務局で変更されますが、登記名義人の住所変更は登記名義人の申請に基づくものであるため、施行者（市）で書き換えることはできません。登記名義人の方が換地処分後の区画整理登記の事務停止期間終了後、変更の手続を行ってください。

- ① 換地処分の公告の翌日から区画整理登記が完了するまでの期間（約2～3か月）、登記の事務停止（登記閉鎖）により土地・建物の登記はできなくなります。
- ② 所有権等の登記名義人の住所は、上記①の登記の事務停止期間終了後、不動産を管轄する法務局（名古屋法務局一宮支局）で必要な方は変更手続をお願いします。
- ③ 変更登記申請は、換地処分後に発行する（4）に記載のうち、個人の場合は「（住所変更に関する）証明書」、法人の場合は「（所在地番変更に関する）証明書」を添付することで、登録免許税が非課税となります（登録免許税法第5条第5号）。

## 2 主な住所変更手続一覧（市役所） 【TEL (0587) 54-1111（代表）】

換地処分公告日の翌日以降、市役所で行う主な住所変更手続の一覧を掲載しますので、ご自身の該当する項目をご確認いただき、市が職権で書き換える手続以外に該当する項目については、手続をお願いします。なお、この一覧は全ての手続を網羅しているわけではありませんので、この一覧以外で該当する項目がある方は、各担当までお問い合わせください。

また、必要書類につきましても各事情により異なる場合がありますので、詳細につきましては各届出・問合せ先にご確認いただきますようお願いいたします。本人以外が手続する場合は委任状等が必要となる場合があります。

手続の時期についてはご都合や各事情に合わせて進めていただきますようお願いいたします。

<input checked="" type="checkbox"/>	手続するもの	変更箇所	届出・問合せ先	手続の時期	必要書類
-------------------------------------	--------	------	---------	-------	------

### 住民登録・戸籍等

<input type="checkbox"/>	写真付住民基本台帳カード	住 所	市民サービス課 市民窓口グループ 内線221	変更後すみやかに	写真付住民基本台帳カード
<input type="checkbox"/>	在留カード、特別永住者証明書				在留カード
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード 電子証明書（公的個人認証）				マイナンバーカード ※布袋支所でも予約制で 受付を実施する予定です。
	住民票	本 籍	市民サービス課 市民窓口グループ 内線221	市で書き換えるため、手続は不要です。 住所・本籍の変更通知及び住所変更に関する証明書については、換地処分公告後に送付します。	
	印鑑登録				
	戸籍		市民サービス課 戸籍グループ 内線223		

☑	手続するもの	変更箇所	届出・問合せ先	手続の時期	必要書類
---	--------	------	---------	-------	------

### 国民健康保険・後期高齢者医療等

国民健康保険被保険者証	住 所	保険年金課 国民健康保険グループ 内線232、233	市で書き換えるため、手続は不要です。 換地処分公告後、市から新しい証を送付します。
国民健康保険高齢受給者証			
国民健康保険限度額適用認定証			
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証		保険年金課 福祉医療グループ 内線254、439	
障害者医療費受給者証			
精神障害者医療費受給者証			
子ども医療費受給者証			
母子・父子家庭医療費受給者証		保険年金課 高齢者医療グループ 内線244、478	
後期高齢者福祉医療費受給者証			
後期高齢者医療被保険者証			
後期高齢者医療特定疾病療養受給者証			
後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証			

<input checked="" type="checkbox"/>	手続するもの	変更箇所	届出・問合せ先	手続の時期	必要書類
-------------------------------------	--------	------	---------	-------	------

## 介護保険

介護保険被保険者証	住 所	介護保険課 介護保険グループ 内線412、435	市で書き換えるため、手続は不要です。 換地処分公告後、市から新しい証を送付します。
介護保険負担割合証		介護保険課 介護給付グループ 内線434	
介護保険負担限度額認定証			
社会福祉法人等利用者負担 軽減認定証			

## 福祉

<input type="checkbox"/> 障害者手帳（身体・療育・精神）	住 所	ふくし支援課 障がい者支援グループ 内線216	変更後すみやかに	各種手帳
<input type="checkbox"/> 自立支援医療（精神・更正・育成） 受給者証				自立支援医療各種受給者証
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当				身元確認証 受給証書（お持ちの方のみ）
障害福祉サービス受給者証			市で書き換えるため、手続は不要です。 換地処分公告後、市から新しい証を送付します。	
障害児通所受給者証				
地域生活支援事業受給者証				
特別障害者手当			市で書き換えるため、手続は不要です。	
在宅重度障害者手当				
江南市特別障害者手当				

<input checked="" type="checkbox"/>	手続するもの	変更箇所	届出・問合せ先	手続の時期	必要書類
-------------------------------------	--------	------	---------	-------	------

## 子育て

市内の保育園（公立）	住 所	こども未来課 保育グループ 内線241、242	市で書き換えるため、手続は不要です。
教育・保育の給付認定証		こども未来課 こども育成グループ 内線215	市で書き換えるため、手続は不要です。 換地処分公告後、市から新しい証を送付します。
施設等利用給付認定通知書			
児童扶養手当証		子育て支援課 放課後児童支援グループ 内線320	市で書き換えるため、手続は不要です。
学童保育			

## 教育

<input type="checkbox"/> 市内の小・中学校（公立）	住 所	布袋小学校 (0587) 56-3200 布袋中学校 (0587) 56-3063	一部の書類につきましては、書き換えを保護者 にお願いするものがあります。詳細は各学校より ご連絡いたします。
就学援助		教育課 学校教育環境グループ 内線391、437	市で書き換えるため、手続は不要です。
私立高等学校等保護者負担軽減事業			

## 上下水道

上水道	住 所	江南市水道お客様 センター (0587) 53-3511	市で書き換えるため、手続は不要です。
下水道		下水道課 経営・業務グループ 内線338	

<input checked="" type="checkbox"/>	手続するもの	変更箇所	届出・問合せ先	手続の時期	必要書類
-------------------------------------	--------	------	---------	-------	------

## 固定資産税

固定資産税課税台帳	住 所 所在地	税務課 家屋・償却資産グループ 内線283 土地グループ 内線259	市で書き換えるため、手続は不要です。
-----------	------------	--	--------------------

## ペット

狂犬病予防注射の犬の登録	住 所	健康づくり課 衛生・医療グループ (0587) 56-4111	市で書き換えるため、手続は不要です。
--------------	-----	---------------------------------------	--------------------

## 農地

農地基本台帳	住 所 所在地	農政課 農業振興グループ 内線447	市で書き換えるため、手続は不要です。
--------	------------	--------------------------	--------------------

## 公共交通

いこまいCAR	住 所	都市計画課 都市政策グループ 内線361・385	市で書き換えるため、手続は不要です。
---------	-----	--------------------------------	--------------------

## 消防

防火対象物管理台帳	住 所 所在地	消防予防課 指導グループ (0587) 55-2762	市で書き換えるため、手続は不要です。
-----------	------------	-----------------------------------	--------------------

<input checked="" type="checkbox"/>	手続するもの	変更箇所	届出・問合せ先	手続の時期	必要書類
-------------------------------------	--------	------	---------	-------	------

### 原動機付自転車等

原動機付自転車（125cc以下）、 小型特殊自動車	住 所	税務課 証明交付グループ 内線262	市で書き換えるため、手続は不要です。		
------------------------------	-----	--------------------------	--------------------	--	--

### その他

<input type="checkbox"/> 図書館利用カード	住 所	江南市立図書館 (0587) 56-2306	必要な時期に	住所変更証明書	
トレーニング室会員証	住 所	KTXアリーナ 江南市スポーツセンター (0587) 55-5261	手続は不要です。		

### 3 主な住所変更手続一覧（市役所以外）

換地処分公告に伴い、市役所以外でも住所変更手続が必要となるものがあります。主な住所変更手続の一覧を掲載しますので、ご自身の該当する項目をご確認いただき、今後の手続にお役立てください。なお、この一覧は全ての手続を網羅しているわけではありませんので、この一覧以外で該当する項目がある方は、各届出・問合せ先までお問い合わせください。

また、必要書類につきましても各事情により異なる場合がありますので、詳細につきましても各届出・問合せ先にご確認いただきますようお願いいたします。本人以外が手続する場合は委任状等が必要となる場合があります。

手続の時期についてはご都合や各事情に合わせて進めていただきますようお願いいたします。

☑	手続するもの	変更箇所	届出・問合せ先	手続の時期	必要書類
---	--------	------	---------	-------	------

#### 社会保険関係

☐	国民年金、厚生年金の受給者	住 所	一宮年金事務所 (0586) 45-1418 (自動音声 1→2)	日本年金機構では自動的に住所が更新されるため手続きは不要です。 ただし、住民基本台帳による年金の住所更新を停止する申出をされた方など、住所変更届が必要な場合がありますので、確認の際は一宮年金事務所へお問い合わせください。	
☐	共済年金、各年金基金の受給者		それぞれの機関にお問い合わせください。		
☐	厚生年金、健康保険、共済組合の被保険者及びその扶養に入っている配偶者		それぞれの勤務先にお問い合わせください。		
	国民年金第1号被保険者 (自営業・学生等)		特に手続の必要はありません。		

<input checked="" type="checkbox"/>	手続するもの	変更箇所	届出・問合せ先	手続の時期	必要書類
-------------------------------------	--------	------	---------	-------	------

## 自動車関係

<input type="checkbox"/>	自動車運転免許証	住 所	江南警察署 (0587) 56-0110 又は運転免許センター	更新案内の送付等で必要 となりますので、手続を お願いします。	運転免許証 住所変更証明書 等
<input type="checkbox"/>	【二輪の小型自動車（250cc超）、 普通車】 自動車車検証 【軽二輪】 軽自動車届出済証		愛知運輸支局小牧自動車 検査登録事務所 (050) 5540-2048	変更後すみやかに	詳細は届出・問合せ先に ご確認ください。
<input type="checkbox"/>	【軽自動車（三輪・四輪以上）】 自動車検査証		愛知県軽自動車検査協会 愛知主管事務所小牧支所 (050) 3816-1773	変更後すみやかに	詳細は届出・問合せ先に ご確認ください。

## 法務局

<input type="checkbox"/>	土地・建物登記簿（権利部・甲区） ※表題部（町名・地番・地積）のみ市 が申請し、法務局で書き換えます。な おこの間、登記の事務が停止します。	住 所	不動産の所在地を管轄す る法務局 名古屋法務局一宮支局 (0586) 71-0600	登記の事務停止期間終了 後に変更手続を行って ください。	登記申請書 住所変更証明書 等
--------------------------	---	-----	---	------------------------------------	--------------------

## その他

<input type="checkbox"/>	小・中学校（私立や市外）、高校、幼稚園、私立保育園、勤務先等	住 所	各学校、保育所、事業所、会社等へ直接お問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	電力、電話、ガス、インターネット等		各事業所、契約会社等へ直接お問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	預金通帳、定期預金証書、クレジット会社、キャッシュカード等		
<input type="checkbox"/>	生命保険、損害保険、自動車保険等		
<input type="checkbox"/>	各種許可証等		
	江南郵便局（郵便物関係）		市から郵便局に通知しますので手続は不要です。なお郵便局取扱いの郵便物は変更後、約1年間は変更前の住所（旧住所）で記載された郵便物でも配達されますが、住所の変更があったことを送り主にお早めにお知らせください。 <u>また、新しい住所をご親戚やお知り合い、取引先などにお知らせするため、「新住所のお知らせ用はがき」を1世帯につき50枚、1事業所につき100枚を日本郵便株式会社から市を通して送付します。</u>
	旅券（パスポート）		手続は不要です。所持人記入欄があるパスポートをお持ちの方は、住所に二重線を引き、変更後の住所に訂正してください。
<input type="checkbox"/>	賃貸物件を所有されている方	所在地	管理会社に所在地が変更になることをお知らせください。 個人経営の場合は、必要に応じて契約の変更をお願いします。 <u>なお、事業地区内の賃貸物件に住民登録をしている居住者及び事業者には、この案内を送付しています。</u>
<input type="checkbox"/>	駐車場・駐輪場等を経営されている方		管理会社に所在地が変更になることをお知らせください。 個人経営の場合は、必要に応じて契約の変更をお願いします。

発 行

江南市役所

都市整備部 都市整備課 区画整理グループ

TEL (0587) 54-1111 (代表)  
内線442、426、362